

グループホーム みうら 重要事項説明書

1. 事業所の概要

事業所名	グループホームみうら
所在地	幡多郡黒潮町出口8番地2
電話番号	0880-31-3355
FAX番号	0880-31-3357
管理者名	森近 恒
介護保険事業所番号	3992600076
提供するサービスの種類	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護
事業の実施地域	黒潮町

2. 事業の目的及び運営の方針

目 的：要介護者・要支援2の者であって認知症の状態にある者について、家庭的な環境の下で食事、排泄、入浴などの介護、その他日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した生活を営むことが出来るように支援することを目的とします。

運営方針：利用者を家族の一員ととらえ、利用者とともに生活を営み、利用者の心身の状況を踏まえた上で、個別に対応し認知症状の進行を防ぎ精神的安定を目指します。

3. 職員体制

- (1) 管理者 1人
- (2) 計画作成担当者 1人 (管理者兼任)
- (3) 介護職員 6人以上

《勤務時間》

早 出	7:00～16:00	遅 出	13:30～22:30
日 勤	8:30～17:30	夜 勤	22:30～8:30
日 勤 1	10:00～19:00	午 前	8:00～12:00
日 勤 2	9:00～18:00	午 後	13:30～17:30

4. 利用定員及び設備 (1ユニットにつき)

- (1) 定員 9名
- (2) 居室 9室
- (3) 食堂 1ヶ所
- (4) 便所 3ヶ所
- (5) 居間 1ヶ所
- (6) 座敷 1ヶ所
- (7) 倉庫 1ヶ所
- (8) 洗濯室 1ヶ所
- (9) 脱衣室 1ヶ所
- (10) 浴室 1ヶ所
- (11) キッチン 1ヶ所

5. 利用料金

※介護保険負担割合証により、介護保険サービス費（1）が、介護保険負担割合証に基づく割合の額とする。

（1） 1、介護保険サービス1割負担分（日額）

要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
761円	765円	801円	824円	841円	859円

※初期加算として入居後または、1ヶ月を超えて入院して退院後30日間に限り、1日につき30円加算されます。

※サービス提供体制強化加算として1日につき22円加算されます。

※医療連携体制加算として1日につき37円加算されます。但し、要支援2は除く。

※生産性向上推進体制加算として1月につき10円加算されます。

※介護職員処遇改善加算として介護保険サービス費に各加算を含めた利用料（基本単位数＋提供体制加算Ⅰ＋認知症対応型医療連携体制加算Ⅰ＋生産性向上推進体制加算Ⅱ＋初期加算）の22.8%が加算されます。

（2）家賃（月額） 23,000円

（3）食費（日額） 1,100円

（4）水道光熱費（月額） 10,000円

（5）管理費（月額） 13,000円

（6）その他、理美容代、紙おむつ代は必要に応じて実費をいただきます。

月途中の入退所は日割りとし、外泊、入院時は家賃のみ徴収させていただきます。

尚、1円未満の端数が出た場合は切り捨てます。

6. 利用料金の支払について

前月料金の合計金額の請求書を毎月10日前後に配布又は送付しますので、当該合計額を月末までに現金支払又は銀行振込にてご入金ください。

振込口座 四国銀行中村支店 普通預金 0902754

口座名義 グループホームみうら 施設長 岡村 尚晴

振込口座 株式会社ゆうちょ銀行 店番 648 普通預金

口座名義 グループホームミウラ 口座番号 0183626

7. 利用に当たっての条件

（1）要介護者、要支援2の方であって、認知症の状態にあること

（2）少人数での共同生活を営めること

8. 短期利用共同生活介護の使用について

（1）入居者が入院等のため長期にわたり不在となる場合は、入居者及び家族の同意を得て、短期利用共同生活介護の居室に利用することがある。

（2）この期間の家賃等の経費については入居者でなく、短期利用共同生活介護の利用者が負担するものとする。

9. 退去に当たっての条件

- (1) 利用者又は家族から退去の申し出があった場合
- (2) 利用者が死亡された場合
- (3) 要介護認定により、自立又は要支援1と判断されたとき
- (4) 他傷行為、自傷行為などが断続的にみられ、共同生活が困難となった場合
- (5) 病状の悪化が著しく、在宅医療で対応困難になった場合

10. 利用者の権利

- (1) 利用者はサービスの提供においてプライバシーを保ち、尊厳を維持する。
- (2) 必要に応じて適切な介護を継続的に受けることができ、また、適切な医療を受けることについて援助を受けることができる。
- (3) 地域社会の一員として生活し、一般市民としての行為を行える。
- (4) 暴力や虐待及び身体的精神的拘束を受けない。
- (5) 生活やサービスにおいて、いかなる差別を受けない。

11. 緊急時における対応方法

利用者の病状に急変が生じた場合は、速やかに主治の医師又は協力医療機関に連絡を行うなど、必要な措置を講じる。また、緊急による手術に関して、家族了承の上での立会いは出来ませんが、その後何かあった場合の責任は負いかねます。

12. 非常災害対策

管理者は、消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する為の計画を定める。非常災害に備え年に3回は避難、救出及び、地域の消防訓練への参加、その他必要な訓練を行うものとする。

13. 事故発生時の対応

- (1) 利用者に対して提供される介護サービスにより事故が発生した場合は、市町村、当該入居者の家族等に連絡を行うと共に必要な措置を講じるものとします。
- (2) 利用者に対して提供される介護サービスにより賠償すべき事故が発生した場合は誠意を持って対応し、損害賠償を行います。
- (3) 事故が発生した際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じるものとします。

14. 利用に当たっての留意事項

- (1) 面会は基本的に自由です。ご家族との交流は大切ですのでお待ちしております。
- (2) 外出・外泊をされる場合は、所定の用紙にて届け出をお願いします。その際の事故等に関しましては責任を負いかねますので、ご了承ください。
- (3) 所定の場所以外での火気の取り扱いをご遠慮願います。
- (4) 所持品、備品の持ち込みは、居室に収まる範囲の量でお願いいたします。又、持ち物にはすべて名前をお書きください。
- (5) 金銭については、日常生活に必要な少額の金銭として、入居時に1万円をお預かりいたします。(お預かりした金銭については、毎月その用途を明らかにした書類を請求書と一緒に送付いたします。)尚、ご本人の所持金については職員にご相談ください。また、本人の所持金の紛失については責任を負いかねますので、ご了承下さい。

- (6) 医療機関の受診は、基本にご家族の方に付き添いをお願いします。しかし、緊急の場合や、ご都合のつかない場合はこの限りではありません。
- (7) 入居時にご本人が被保険者の場合、保険証等をホームへお預け下さい。ご本人がどなたかの扶養になっている場合は、月一度保険内容を確認させていただきます。
- (8) 利用者が居室を使用するにあたり、故意及び過失により居室内の修繕を要する破損が生じた場合は、利用者にご負担いただきます。

15. 医療連携体制

看護師による、利用者の日常的な健康管理及び健康相談ともに、24時間連絡体制等医療ニーズが必要になった場合にも適切な対応をすることができる。

16. 重度化した場合の対応

当ホームでは、重度化及び看取りに関する指針を定め、医療機関との連携を十分に図りながら終末期のケアを実施します。

- (1) 急性期においては、医療機関、主治医との連携体制をとります。
- (2) 入院期間中における利用者負担料は、家賃のみとし食費、光熱費、日用品費等は徴収いたしません。
- (3) 重度化及び看取りに関しては、指針を定めています。(別紙参照)

17. 協力医療機関

名 称 竹本病院
所在地 四万十市右山1973-2
名 称 さくらクリニック
所在地 四万十市古津賀4-63
名 称 朝日歯科
所在地 四万十市中村於東町23

18. 相談窓口、苦情対応

(1) サービス提供に関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

グループホーム みうら	電話番号	0880-31-3355
	FAX番号	0880-31-3357
	相談員	管理者 森近 恒
	受付時間	平日 8:30~17:30

(2) 公的機関においても、次の機関に対して苦情の申し立てができます。

黒潮町健康福祉課	電話番号	0880-43-2116
	FAX番号	0880-43-2788
	所在地	幡多郡黒潮町入野2019-1
	受付時間	平日 8:30~17:00

高知県国民健康保険 団体連合会 (国保連相談窓口)	電話番号	088-820-8410
	所在地	高知市丸の内1丁目2-20
	受付時間	平日 8:30~17:00

令和 年 月 日

介護利用契約の締結にあたり、上記により重要事項の説明をしました。

住 所 幡多郡黒潮町出口8番地2

名 称 グループホーム みうら

説明者 森近 恒 ㊟

介護利用契約の締結にあたり、上記により重要事項の説明を受けました。

利用者 住 所

氏 名 ㊟

代理人又は身元引受人 氏 名 ㊟